

桜井市民会館及び中央公民館のあり方検討支援業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和6年6月

桜 井 市

1. 目的

この実施要領は、桜井市民会館及び中央公民館のあり方検討支援業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

桜井市民会館及び中央公民館のあり方検討支援業務

(2) 業務の目的

桜井市民会館及び中央公民館は令和2年度に行った耐震診断結果を踏まえ、除却や改修、改築等、将来に向けた有効な活用方法について検討が必要である。

本業務は上記2施設において多角的な調査を行い、その課題や事業手法等を整理し、桜井市に相応しい施設のあり方の検討を支援することを目的とする。

(3) 業務内容

「桜井市民会館及び中央公民館のあり方検討支援業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。ただし、契約時においては、選定された受託候補者の企画提案内容に応じて、一部変更する場合がある。

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 提案上限額

委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）は、11,000,000円とする。

※提案の内容に係わらず、上限額を超える提案は受け付けない。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 国土交通省建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第2条による建設コンサルタント登録簿に登録されていること。
- (2) 令和6年度桜井市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録され、奈良県内に本店、支店または営業所を有し、登録業種が「建設コンサルタント」であること。
- (3) プロポーザル参加表明書提出期限日以降において、桜井市の入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員でないこと。
- (8) 公租公課を滞納していないこと。

4. 本プロポーザルに係る日程

内容	スケジュール
実施要領の告示（ホームページ）	令和6年6月5日（水）
質問書提出期限	令和6年6月12日（水） 午後5時
質問の回答（ホームページ）	令和6年6月19日（水）
参加表明書等（書類審査）提出期限	令和6年6月26日（水） 午後5時
書類審査結果通知（電子メール）	令和6年7月3日（水）
企画提案書等（プレゼンテーション審査）提出期限	令和6年7月17日（水）
プレゼンテーション審査	令和6年7月24日（水） または 25日（木）、26日（金）
プレゼンテーション審査結果通知 （電子メール・ホームページ）	令和6年7月下旬～8月上旬
契約予定	令和6年8月上旬～中旬 （審査結果通知の翌日から5日以内）

5. 業務体制

本業務遂行にあたり、次の技術者を配置すること。なお、各技術者は兼ねることはできないものとする。

技術者名	配置人数	要件
管理技術者	1名	・技術士〔総合技術監理部門〕（建設-都市及び地方計画）の資格又は〔建設部門〕（都市及び地方計画）の資格を有すること。 ・継続して3カ月以上の雇用関係にあること。
照査技術者	1名	
担当技術者	1名以上	

6. 質問及び回答

(1) 質問の方法・受付について

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合には、専用フォームから質問を提出すること。

(ア) 本プロポーザル質問受付専用フォーム

https://Apply.e-tumo.jp/sAkurAi-nArA-u/offer/offerList_detAil?tempSeq=35625

または
「桜井市役所HP→組織から探す→教育委員会事務局→桜井市民会館
(社会教育課)→桜井市民会館及び中央公民館のあり方検討支援業
務について→公募型プロポーザルの実施」へアクセス

専用フォーム



(イ) 受付期間

告示日から令和6年6月12日(水) 午後5時まで

(2) 回答について

(ア) 回答方法

- ・提出された全ての質問を取りまとめた上で、桜井市ホームページにて回答を行う。
- ・回答内容は、本実施要領及び仕様書等に追加または修正を行ったとみなすものとする。
- ・質問が無かった場合は、その旨を掲載する。
- ・回答に対する再質問は受け付けない。

(イ) 回答予定日

令和6年6月19日(水)

7. 参加表明書等(書類審査)の書類提出

(1) 提出期限

令和6年6月26日(水) 午後5時まで

(2) 提出方法

(ア) 持参

- ・提出先 : 桜井市役所 2階 社会教育課
- ・受付時間 : 月～金曜日の午前9時から午後5時(土日・祝日は受付不可)

(イ) 郵送

- ・簡易書留等の追跡可能な方法で郵送すること。
- ・提出期限必着とする。

(3) 提出書類

下記の書類について、正本1部を提出すること。

	書類名	添付書類
1	参加表明書(様式1)	-
2	会社概要書(様式2)	・パンフレット等の資料 ・建設コンサルタント登録簿に登録があることを証明する資料
3	業務実績書(様式3) ※ 実績を有する場合のみ	同種または類似業務実績を示す資料 (契約書等の写し)
4	業務実施体制(様式4)	配置技術者の実績・資格・雇用契約を証明する資料

(4) 参加表明書の提出後に、辞退する場合

速やかに社会教育課へ連絡し、辞退届(様式5)を必ず提出すること。

8. 書類審査

(1) 審査方法

桜井市民会館及び中央公民館のあり方検討支援業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）の書類審査により、プレゼンテーション審査を受けることができる参加事業者（3者以内）を選定する。なお、参加事業者が3者以下の場合でも、提出書類に不備があった場合には失格とする。

(2) 審査基準

別紙1「書類審査基準」のとおりとする。

(3) 採点方法

書類審査基準に基づいて付した点数の合計（以下「書類審査合計点」という。）により、上位3者を選定する。なお、得点が同点の参加事業者が2者以上ある場合は、書類審査基準の最大配点項目の合計点が高い者を選定する。それでもなお、決しない場合は、桜井市民会館及び中央公民館のあり方検討支援業務委託業者選定委員（以下「選定委員」という。）の合議により決する。

(4) 審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和6年7月3日(水)に全ての参加事業者へ、電子メールにて通知する。

9. 企画提案書等（プレゼンテーション審査）の書類提出

(1) 提出期限

令和6年7月17日(水)

(2) 提出方法

(ア) 持参

- ・提出先：桜井市役所 2階 社会教育課
- ・受付時間：月～金曜日の午前9時から午後5時（土日・祝日は受付不可）

(イ) 郵送

- ・簡易書留等の追跡可能な方法で郵送すること。
- ・提出期限必着とする。

(3) 提出書類

(ア) 正本 1部

	名称	備考
1	企画提案書 (様式6)	
2	企画提案内容 (任意様式)	・日本語で記載すること。 ・横書きとすること。 ・目次及びページ番号を付与すること。 ・文字サイズは10.5ポイント以上とすること。 ・片面印刷とすること。

		・A4版もしくはA3版で作成すること。 【A4版の場合】 レイアウトを縦とし、10ページ程度（表紙、目次は含まない）とすること。 【A3版の場合】 レイアウトを横とし、5ページ程度（表紙、目次は含まない）とすること。 ・専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど見やすく明確なものとする。 ・仕様書「5. 業務概要」の項目について順序立てて整理するものとする。 ・参加事業者の特色やPRしたいポイントなど簡潔にわかりやすく記載すること。
3	工程表（任意様式）	仕様書に基づき、想定されるスケジュールを記すこと。
4	見積書（任意様式）	見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）とその積算内訳とを記載すること。
5	その他参考となる書類	参加事業者が必要と判断する書類や、委員会が提出を求める書類がある場合は提出すること。

(イ) 副本 5部

上記正本から、事業者名が分かる文言やロゴマーク、その他事業者名を連想させるブランド名等を削除または黒塗りしたものを提出すること。

- (4) 提出後における参加事業者の都合による差し替えは認めない。ただし、誤字脱字等の軽微な修正で、事前に委員会が承認した場合はこの限りではない。

10. プレゼンテーション審査

(1) 審査方法

委員会においてプレゼンテーション審査の上、最も適切な参加事業者1者を選定する。なお、審査及び選定結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 審査基準

別紙2「プレゼンテーション審査基準」及び別紙3「評価基準」のとおりとする。

(3) 採点方法

プレゼンテーション審査基準に基づき、出席した選定委員が点数を付し、各選定委員の点数を合計する（以下「プレゼンテーション審査合計点」という。）。書類審査合計点及びプレゼンテーション審査合計点を足した総合計点により、最高得点の者を受託候補者として選定する。なお、合計点が同点の参加事業者が2人以上ある場合は、プレゼンテーション審査基準の最大配点項目の合計点が高い者を選定する。それでもなお、決しない場合は、選定委員の合議により決する。

〔参考〕

	書類審査 合計点	プレゼンテーション審査合計点			総合計点	受託 候補者
		選定委員ア	選定委員イ	選定委員ウ		
参加事業者A	20	80	60	90	250	●
参加事業者B	25	70	50	85	230	
参加事業者C	10	75	70	70	225	

(4) 審査日時・場所及び条件等

(ア) 実施予定日

令和6年7月24日(水) または25日(木)、26日(金)

(イ) 実施場所及び実施時間

令和6年7月3日(水)に電子メールにて、書類審査の結果と併せて通知する。

(5) 出席者

管理技術者及び担当技術者となる予定の者を含め、3名以内とする。

(6) プレゼンテーション時間

1者につき、提出している企画提案書を使用したプレゼンテーション20分間、質疑応答10分間の合計30分間とする。

(7) プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出順とする。

(8) その他

選定委員には事業者名がわからない状態で審査を行うため、審査当日は事業者名がわかるような発言・表示を行わないこと。

11. プレゼンテーション審査結果の通知及び公表

- (1) プレゼンテーション審査を受けた参加事業者に令和6年7月下旬～8月上旬に選定・非選定の審査結果通知を電子メールにて通知するとともに、桜井市ホームページにて、受託候補者を掲載する。
- (2) 非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日(土日・祝日を除く。)以内にその理由の説明を書面(任意様式)により求めることができる。

12. 契約の締結

- (1) 審査の結果により選定された受託候補者と契約の締結交渉を行うが、当該交渉がやむを得ない事由により不調となった場合は、審査により順位付けられた次点者と当該契約の締結交渉を行う。
- (2) 参加事業者が1者であっても審査を実施し、委員会においてその提案内容が選定基準を満たすと認められる場合は、その参加事業者と当該業務委託契約の締結交渉を行う。
- (3) 契約にあたっては桜井市契約規則(昭和44年規則第3号)に基づくこととする。

13. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類等の提出方法、提出期間等が本実施要領に適合しない場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載又は不正があった場合
- (3) 「3. 参加資格」を満たさなくなった場合
- (4) 見積書の記載金額が、「2. 業務概要の(5)」の上限額を超えている場合
- (5) 審査の公平性を損なうような不誠実な行為があった場合
- (6) 複数の企画提案書を提出した場合
- (7) その他、応募者の失格事項に相当するものと委員会が判断した場合

14. 留意事項

- (1) 選定された受託候補者は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 採用した参加表明書及び企画提案書等の著作権は、桜井市に帰属する。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、桜井市情報公開条例（平成12年条例第3号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 業務実施体制（様式4）に記載した配置技術者が、病気・死亡・退職等、極めて特別な理由により委員会の承認を得た場合を除き、変更することができない。

15. 連絡先

桜井市教育委員会事務局

社会教育課 生涯学習・スポーツ振興係

住所：〒633-8585 奈良県桜井市大字栗殿432番地の1

電話：0744-42-9111（内線8211・8212）